

# 水俣病 被害者

## 一時金支給による生活保護打ち切り

# 「非常に違和感、検討したい」と厚労相が答弁

## 赤嶺政賢衆院議員がただす

## 日本共産党

日本共産党の赤嶺政賢衆議院議員は4月13日、衆院厚生労働委員会で、水俣病被害者が被害者救済法に基づく一時金210万円を受け、生活を理由に、熊本、鹿児島両県で生活保護を打ち切られる事例が相次いでいる問題を取りあげまし

た。赤嶺議員が打ち切りをやめるよう求めたのに対し、細川律夫厚労相は、違和感も感じると答弁。これまでに厚労省は、一時金を収入認定から外すことはできないという硬直した態度をとっていました。以下、質問の要旨を紹介します。

**生活保護打ち切り相次ぐ。医療費が重く、毎日のようにみそ汁かけご飯で生活切り詰める大変な生活(赤嶺)**  
**一時金で苦しくなることに違和感、検討する(厚労大臣)**

◎赤嶺議員 一時金210万円を受けた水俣病被害者が生活保護を打ち切られる事例が熊本、鹿児島両県で相次いでいる。一時金をもらって、生活保護を打ち切れ、どうなったか。鹿児島の方の手記(別項)を読み上げる。大臣はどう、受け止めたか。

●細川大臣 水俣病で大変長い間苦しまれてきた。一時金をいただいて、それがさらに苦しくなることについては、私も非常に違和感も感じる。県の検討状況もよく伺い、私どもの方でも検討してまいりたい。

**一時金は被害者の心や体を傷つけたことへの補償。収入認定せず、生活保護継続せよ(赤嶺)**

◎赤嶺議員 熊本県知事は、一時金はこれまでの苦しみに対する補償の意味合いがあり、収入とするには違和感があるという意見書を政府に出している。被害者の心や体を傷つけたことへの補償のため

の一時金が生活費にしか充てられない(のはおかしい)。一時金を収入認定しないで、生活保護受給が継続できるように強く求める。



全国と鹿児島県の生活と健康を守る会から要請を受ける赤嶺議員(中央)、仁比さうへい前議員(左側)2011年3月、国会

### 赤嶺議員が紹介した手記

11月11日に一時金の210万円が支給。市役所は「必要な電化製品があったら買っていいですよ」とは言ってくれましたが、詳しい説明もなく、12月1日から生活保護が打ち切られてしまいました。私の妻は水俣病被害者と認められていないため、生活保護費が打ち切られたその日から妻の医療費が重くのしかかっています。乳がんや眼病の治療は熊本や鹿児島市まで出かけなくてはならず、交通費を合わせると、一回10万円のお金が出ていくこともあります。補償金を210万円いただいで、少しの間だけでもちょっとでも楽に生活ができると思っていたら、保護を受けているときより大変な生活になりました。毎日のように御飯にみそ汁をかけておかずが要らないように生活費を切り詰めている私たちの暮らしを厚生労働大臣に直接味わってもらいたいと思います。

補償金は長い間の精神的、肉体的苦しみへの国と企業の償いとして支給されたものです。保護を受けていることを理由にその当然の償いさえ受けられないということは保護費給者への差別ではないでしょうか。本当に残念でなりません。